

SLN No. 92 2001. 8. 31

フリーランスの著作権者の権利

——米国最高裁の2001年6月25日判決——

New York Times Co., Inc., et al

v.

Tasini et al

米国最高裁は、本年6月25日、フリーランスのライターが記事のデータベースへの転載につき新聞社等を訴えた事件で、ライターを勝訴させた。

1. 事案の経過

- (1) タシニ他5名は、1990年から1993年までの間に、日刊新聞紙である New York Times (NYタイムズ社)に12本の記事を、同じく日刊新聞紙である Newsday に8本の記事を、週刊誌の Sports Illustrated に1本の記事を寄稿した。新聞社等〔出版社という〕は、記事を電子的データベースに入れることの承諾をライターから得ていなかった。
- (2) 出版社は、Lexis/Nexis (かつての Mead Data Central) と契約し、テキスト情報を蓄積するコンピューター化されたデータベースである Nexis への搭載を許諾した。Nexis は、数百の新聞や定期刊行物からの記事を含むものである。ライセンス契約では、出版社は Lexis 社に全ての記事を送っていた。Nexis の利用者は、コンピューターを通じてシステムにアクセスし、著者、主題、日付、発行、ヘッドライン、キーターム、単語その他のクリテリアで記事を検索した上、見たり、印刷した

SOFTIC

©2001 (財)ソフトウェア情報センター
本誌記事の無断転載を禁じます。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-4 東都ビル 4 階
TEL. (03)3437-3071 FAX. (03)3437-3398
E-mail: staff@softic.or.jp URL <http://www.softic.or.jp/>



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

り、ダウンロードしたりできる。各記事は、もとの新聞等における他の記事との関連なく、別個独立した「物語」として見える。

- (3) NYタイムズ社は、University Microfilms International (UMI) とともライセンス契約を結んでいる。同契約では、New York Times On Disk (NYTO) と General Periodicals On Disk (GPO) という2つのCD-ROM製品への複製を許諾している。NYTOはテキストのみで、New York Times の記事だけをのせている。GPOはイメージ形式で元の印刷物同様に写真、表題、広告、他の記事とともに本件記事を焼き付けている。
- (4) 1993年12月16日、タシニらは、出版社(3社)、Lexis/Nexis社、UMI社を著作権侵害で訴えた。被告らは、著作権法201条(c)の集合著作物(Collective Work)の著作権者に与えられる複製・頒布の特権を持ち出した。ディスクバリーの後、原・被告は略式裁判の申立を行い、一審は201条(c)の適用を認めたが(被告出版社勝訴)、二審は破棄した。これに対し、サーシオレイライの申立があり、最高裁は事件を受理し、結論は二審の決定を維持した。
- (5) 本件のようなケースは日本でも起きうるが、アメリカでは著作権法201条(c)の解釈問題として扱われる。同条は次のとおりである。

「201条(c) …著作権又は著作権法上の権利の明示的な移転がない場合、集合著作物の権利者は、特定の集合著作物、当該集合著作物の改訂版及び同一シリーズのその後の集合著作物の一部として寄稿物の複製及び頒布を行う特権のみ取得したものと推定する。」

2. 最高裁の判決の内容

- (1) 本件のように、フリーランスの著作者が新聞などの集合著作物に寄稿した場合、各寄稿物の著作権と全体としての集合著作物の著作権とが発生するが、後者の著作権(新聞社等の権利)は当該著作者が寄与した創作的なもの(material)にのみ及び、その作品に採択された既存のものには及ばない(103条(b))。1976年法(現行法)は、従来「不可分性の原理」(the doctrine of indivisibility)の下で出版者に虐げられていた著作者の権利を保護することをめざすものであった。

201条(c)は、集合著作物の著作権者に(a)個々の著作者が寄稿した「当該集合著作物」(b)当該集合著作物の改訂版(c)同一シリーズのその後の集合著作物の一部としてのみ個々の著作物を複製・頒布する権利を認めているのである。

- (2) 被告らは、原告らの著作権を認め、Work for hire を主張せず、データベースにおけるライセンスの契約を主張しておらず、フェアユースも主張せず、もっぱら2

01条(c)の主張だけしている。被告らは、同項の改訂版にあたと主張するが、著作者の排他的権利を減殺するものであるから、受け入れがたい。

- (3) この問題を判断するに、当審は、データベースのユーザーに提供され知覚される際の記事に焦点を置く。本件の3つのデータベースは、当初の定期刊行物又はそれらの改訂版という関係(context)から離れて記事を提供している。ユーザーが検索するとき、各記事は分離したものとして現れる。GPOでは、原作と同じ頁の他の内容といっしょにでてくるが、他の頁とはいっしょにでない。いずれの場合も、データベースが当初の編集であれその改訂版であれ、記事をその一部として感得しうるように複製・頒布しているとは見られない。

データベースという新しい編集物の一部として見ることはできない。改訂版とは新しいバージョンであり、同じものの違った形態をいうのである。データベースの大きな全体は、その極一部にすぎないものの新しいバージョンとは考えられない。

出所表示があることは記事がかつて定期刊行物の一部であったことを示すとしても、現在定期刊行物の一部ということにはならない。個別記事のデータベースにおける複製・頒布は単に個々の記事としての複製・頒布であり、これは106条の著作者の排他的権利の中核を侵すものである。

出版社は、データベースとマイクロフィルムやマイクロフィッシュとの類似性を強調するが、データベースではもとの文脈から無関係に記事が現れる点で異なる。

出版社は、「媒体中立性」(media neutrality)という概念を使って、媒体の変更は著作権法上の作品の性質を変更するものではないと主張する。作品をデータベースに移行することは定期刊行物そのものをある媒体から別の媒体に移すことではない。データベースはユーザーにもとの定期刊行物ではなく個々の記事を提供している。

ユーザーがデータベースからもとの定期刊行物を構成できるとしても、データベースそのものは記事を集合著作物の改訂版の一部として提示するものではない。

- (4) 出版社は、著作者らに勝たせることは歴史の電子的記録にばつくりと穴をあけることになるというが、反対する歴史家もある。未来の禍根を推測することは、議会が201条(c)で確立した著作者の権利を当審が縮めることを根拠づけるものではない。

著作権侵害であるから、原審の判断を支持する。

3. 反対意見

多数意見はギンズバーグ判事の手による。これに対し、スティーブンス判事が詳細な反対意見を書いている（ブライア判事も賛成）。その骨子は次のとおり。

- (1) 集合著作物を印刷形態から電子形態（ASCIIテキストファイル）に変換しても、それを電子的データベースに送信しても、その後のデータベースの働きも、電子形態版がもとの集合著作物の「改訂版」という地位を奪うものではない（媒体中立性論）。マイクロフィルムに入れるのと異ならない。各記事が他の記事同様、もとの集合著作物にレファレンスしており、ユーザーがアクセスできる限り、「改訂版」といってよい。もとの集合著作物の「一部」のまま存続するのであり、その創作的な選択も維持されている。
- (2) 多数意見は、データベースのユーザーには編集物でなく個々の著作物として検索、利用されるという。しかし、各記事は出所表示により特定の集合著作物の一部であることをユーザーに想起させる。より多くの情報の中に入れられても、変わらない。マイクロフィルムでもユーザーがどの部分をコピーするかはその任意である。
- (3) 著作権の立法目的は、著作権への報償ではなく、社会の一般便益の保護にある。多数意見は、その判断が漏れのないデータベースが使えることの便益を減殺する効果を低く見ている。

ユーザーが個々のフリーランスの著作者の作品にアクセスすることが困難になるし、出版社が著作権譲渡を求めようになれば1976年法以前の状態に戻ってしまうのでかえって著作者に不利になる。

4. コメント

著作権制度は「著作物利用者とくに出版者の経済的利益をいわば独占的に保障していた特許制度を克服して登場してきた」（半田正夫「著作権法概説・第9版」3頁）とのことであるが、本件は出版社（情報の流通業者）と著作者との長い「闘争」の現代版といえる。

アメリカでは201条（c）項という特別の調整規定があり、本件はその解釈問題として現れる。しかし、反対意見の（3）に指摘されているように、背景としては文化制度に関する構想ないし価値判断が問われているといえよう。

わが国でも本件同様の事態は発生しているが、わが法は米国法201条（c）のような規定を持たないので、「出版」というより紙媒体を想起させる言葉で電子媒体への許諾まで含まれるか、といった形で争われることになる。何らかの報償が著作者に分配される形で調整する立法が望ましいように思われる。